

出願意匠「印刷用はくり紙」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 23(行ケ)10239・平成 23 年 12 月 15 日（4 部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

意匠法 3 条 2 項（出願意匠の創作容易性）の真意，意匠法 3 条 1 項 1 号と 2 号との違い，引用例（韓国特許庁発行意匠公報）

【事 実】

第 1 請求

特許庁が不服 2010-24420 号事件について平成 23 年 6 月 9 日にした審決を取り消す。

第 2 事案の概要

本件は，原告（セキセイ株式会社）が，下記 1 の意匠登録出願に対する下記 2 のとおりの手続において，原告の拒絶査定不服審判の請求について，特許庁が同請求は成り立たないとした別紙審決書（写し）の本件審決（その理由の要旨は下記 3 のとおり）には，下記 4 の取消事由があると主張し，その取消しを求めた事案である。

1 本願意匠（甲 5）

意匠に係る物品：「印刷用はくり紙」

意匠の形態：別紙審決書（写し）の「別紙第 1」（以下「別紙第 1」という。）のとおり（以下「本願意匠」という。）

出願番号：意願 2009-17421 号

出願日：平成 21 年 7 月 30 日

2 特許庁における手続の経緯

拒絶査定日：平成 22 年 7 月 15 日（甲 8）

審判請求日：平成 22 年 10 月 29 日（不服 2010-24420 号）

審決日：平成 23 年 6 月 9 日

本件審決の結論：「本件審判の請求は，成り立たない。」

審決謄本送達日：平成 23 年 6 月 30 日

3 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は，要するに，本願意匠は，下記引用例に記載された意匠（その形態は別紙審決書（写し）の「別紙第 2」（以下「別紙第 2」という。）のとおり。以下「引用意匠」という。）に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであるから，意匠法 3 条 2 項の規定に該当し，意匠登録を受けることができない，としたものである。

引用例：大韓民国意匠商標公報 2009 年 3 月 13 日 09-05 号ミニアル

バム用写真印刷用紙（登録番号30-05226251）の意匠（特許庁普及支援課が平成21年4月16日に受入れ。特許庁意匠課公知資料番号第HH21409280号。甲1）

(2) 本件審決は、その前提として、本願意匠及び引用意匠を、以下のとおり認定した。

ア 本願意匠：写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な「印刷用はくり紙」に係り、横長長方形の台紙の表面に3段の隅丸横長帯状の印刷部（以下「帯状印刷部」という。）を設け、帯状印刷部には実線で囲まれた横長隅丸矩形形状が3つずつ配され、その中央に縦方向にミシン目を設けたもので、使用時には山折りにする縦の実線部や谷折りにする破線部のミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ、裏面を貼り合わせるにより、冊子状に形成できるもの

イ 引用意匠：写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な「ミニアルバム用写真印刷用紙」に係り、横長長方形の台紙の表面に4段の横長帯状の帯状印刷部を設け、帯状印刷部には、実線と破線で囲まれた横長隅丸矩形形状が5つずつ配され、その中央に縦方向にミシン目を設け、細帯状の表紙用の背当て部が設けられている横長隅丸矩形形状を有する帯状印刷部と背当て部を有さない帯状印刷部を交互に設けたもので、使用時には破線部や中央のミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ、裏面を貼り合わせるにより、冊子状に形成できるもの

(3) 本件審決は、以下の意匠を参考意匠としている。

ア 参考意匠1：特開平11-249205号の【図1】の意匠（別紙審決書（写）の「別紙第3」）。甲2）

イ 参考意匠2：特開2006-187971号の【図1】の意匠（別紙審決書（写）の「別紙第4」）。甲3）

4 取消事由

本願意匠の創作容易性に係る判断の誤り

【判 断】

1 本願意匠の創作容易性について

(1) 意匠法3条2項について

意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである

（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁，最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）。

（2） 本願意匠の認定

本願意匠は，別紙第1の図面に記載されたとおりのものである。

すなわち，意匠に係る物品は，写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な「印刷用はくり紙」である（別紙第1「意匠に係る物品の説明」）。そして，本願意匠は，横長長方形の台紙の表面に3段の隅丸横長帯状の印刷部（帯状印刷部）を設け，帯状印刷部には実線で囲まれた横長隅丸矩形形状が3つずつ配され，その中央に縦方向にミシン目を設けたものである。なお，使用時には山折りにする縦の実線部や谷折りにする破線部のミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ，裏面を貼り合わせるにより，冊子状に形成できるものである（別紙第1「使用状態を示す参考図1，2」）。

（3） 引用意匠の認定

引用意匠は，別紙第2の図面に記載されたとおりのものである。なお，本件審決の引用意匠の認定については，争いが無い。

すなわち，引用意匠は，写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な「ミニアルバム用写真印刷用紙」に係る。引用意匠は，右に90度回転すると，横長長方形の台紙の表面に4段の横長帯状の帯状印刷部を設け，帯状印刷部には，実線と破線で囲まれた横長隅丸矩形形状が5つずつ配され，その中央に縦方向にミシン目を設け，5つのうち1段目と3段目の最も右側の横長隅丸矩形形状は，中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており，その余の横長隅丸矩形形状は背当て部を有さないものである。また，使用時にはミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ，裏面を貼り合わせるにより，冊子状に形成できるものである。

（4） 本願意匠と引用意匠との対比

ア 上記(2)(3)によれば，本願意匠と引用意匠とは，以下の点において共通する。

(ア) 写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な印刷用紙であり，使用時には折り目やミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ，裏面を貼り合わせるにより，冊子状に形成できるものである点

(イ) 横長長方形の台紙の表面に，複数の隅丸横長帯状の帯状印刷部を設けている点

(ウ) 帯状印刷部には，複数の横長隅丸矩形形状が配され，中央に縦方向にミシン目が設けられている点

イ また，上記(2)(3)によれば，本願意匠と引用意匠とは，以下の点において相違する。

(ア) 横長長方形の台紙の表面に設けられた隅丸横長帯状の帯状印刷部について、本願意匠は、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配されているのに対し、引用意匠は、4段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に5つの横長隅丸矩形状が配されている点
(イ) 横長隅丸矩形状について、本願意匠は、いずれも、実線で囲まれ、その中央に縦方向にミシン目を設けたものであるのに対し、引用意匠は、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右のものには中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けたものである点

(5) 創作容易性

ア 帯状印刷部の段数及び構成について

上記のとおり、引用意匠は、4段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に5つの横長隅丸矩形状が配されているのに対し、本願意匠は、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配されている。

本願意匠出願前に、さまざまな段数の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部にさまざまな個数の横長矩形状が配されている印刷用台紙が存在し

(乙1)、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配されているプリントシートの態様があったこと(甲2)に照らせば、公知の引用意匠の上記構成から、本願意匠の上記構成を創作することに、着想の新しさないし独創性を見出すことはできず、当業者が容易に創作することができたものといわざるを得ない。

イ 横長隅丸矩形状について

上記のとおり、引用意匠は、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右のものには中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けたものであるのに対し、本願意匠の横長隅丸矩形状は、実線で囲まれ、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けたものである。

本願意匠の実線とミシン目は、いずれも蛇腹状に折り曲げるための線であるところ(別紙第1「意匠に係る物品の説明」)、実線とミシン目が折り方を区別する常套手段であることは、原告が自認するところである。そして、印刷用紙の分野においては、折り畳みのための山折りと谷折りを区別するために、その指示線を区別して表すことは、本願意匠の出願前から写真用アルバム作成用の印刷用紙として既に行われていることであって(乙5)、ミシン目を実線にすることは、当業者にとって、容易に創作することができる事項であり、また、背当て部を設けた引用意匠からそれをなくした本願意匠に想到し創作することにも、格別の困難は見当たらない。

ウ 小括

そうすると、横長長方形の台紙の表面に、4段の横長帯状の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形形状が配され、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右の横長隅丸矩形形状には中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けた公知の意匠から、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形形状が配され、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けた本願意匠を創作することは、いわばその一部を切り取ってミシン目の一部を実線に変更する程度のものであり、その意匠の全体から見ても、本願意匠出願時の当業者の立場からみて意匠の着想の新しさないし独創性があるとはいえず、容易に創作することができたものというべきである。

よって、本願意匠は、意匠法3条2項に該当する。

(6) 原告の主張について

ア 本願意匠の認定について

原告は、本願意匠について帯状印刷部を除く台紙の余白部の形状も含めて認定されるべきであると主張する。

なるほど、本願意匠における帯状印刷部以外の部分、すなわち、帯状印刷部を除く台紙の余白部は、原告の主張にかんがみると、漢字の「目」の文字を横長にした形状を呈している見えなくもない。しかしながら、本願意匠は、冊子状にして使用可能な印刷用はくり紙に係るものであり、はくり紙の台紙は、通常、印刷部である帯状印刷部を取り去った後は不要となるものであるから、使用に供する帯状印刷部の態様こそが創作の中心になるものと解される。そのことからすると、本件審決が本願意匠の認定に際し余白部の構成を直接認定しなかったとしても、帯状印刷部の配置を認定しているのであって、余白部は台紙のうち帯状印刷部以外の部分を指すものであるから、それが直ちに結論に影響するとはいえない。

イ 帯状印刷部の配列及び余白部について

原告は、引用意匠は、本願意匠のように、台紙の余白部形状が「目」の文字形状を模した美感を起こさせる発想は存在しないと主張する。

しかしながら、本願意匠は、引用意匠と同様に、帯状印刷部と帯状印刷部の間に細い余白部が生じるように配列し、それが3段であった結果、帯状印刷部以外の余白部が「目」の文字を横長にした形状に見えなくはない構成となったものである。このことは、本願意匠の要部である帯状印刷部の配列の結果にすぎないから、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ 本願意匠の特徴の示唆ないし動機付けについて

原告は、「目」の文字形状を模した特有の美感を起こさせる本願意匠の余

白部形状につき、引用意匠等に示唆がない旨主張する。

しかしながら、引用意匠において同形の帯状印刷部を3段とすれば、帯状印刷部以外の余白部の形状は、自ずと本願意匠のような形状とならざるを得ない。意匠に係る物品は写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な印刷用紙であり、使用時には折り目やミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ、裏面を貼り合わせることにより、冊子状に形成できるもので、横長長方形の台紙の表面に、複数の隅丸横長帯状の帯状印刷部を設けており、隅丸横長帯状の帯状印刷部には、複数の横長隅丸矩形状が配され、中央に縦方向にミシン目が設けられているという引用意匠と本願意匠との共通点に照らすと、引用意匠から本願意匠を創作する動機付けは十分である。

エ 実線と破線との組合せについて

原告は、引用意匠等には、本願意匠のように、横長隅丸矩形状の個々の存在感を現すように、各横長隅丸矩形状の間に実線を施すといった発想は全くないと主張する。

しかしながら、上記のとおり、本願意匠の実線とミシン目とは、いずれも蛇腹状に折り曲げるための線であり、実線とミシン目とが折り方を区別する常套手段であることは、原告が自認するところである。よって、原告の上記主張は、採用することができない。

(7) 本件審決の判断の当否

以上のとおり、本願意匠は、引用意匠から容易に創作することができるものと認められるので、本件審決の判断は、結論において正当といわなければならない。

2 結論

以上の次第であるから、原告の請求は棄却されるべきものである。

【論 説】

1 . 筆者がこの判決で問題にしたいのは、次の2点であり、これに対する知財高裁の誤解であり誤判である。

- (1) 判決が援用する2つの最高裁判決の真意
- (2) 意匠法3条2項の真意

2 . 2つの最高裁判決のうち昭和49年3月19日判決（可撓伸縮ホース事件）は、まず3条2項の立法趣旨について次のように説示する。

「同条2項は、その規定から明らかなおおりに、同条1項が具体的な物品と結びついたものとして意匠の同一、又は類似を問題とするのとは観点を異にし、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合を基準として、それから業者が

容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、そのモチーフの結びつく物品の異同類否はなんら問題とされていない。」

また、判決は、3条1項3号と2項との判断基準の違いについて、次のように説示する。

「同条1項3号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（法23条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感類否を問題とするのに対し、3条2項は、物品の同一または類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさ、ないし独創性を問題とするものであって、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。したがって、同一または類似の物品に関する意匠相互間においても、その意匠的効果の類否による同条1項3号の類似性の判断と、その一方の意匠の形状、模様、色彩等に基づいて当業者が容易に他方の意匠を創作することができたかどうかという同条2項の創作容易性の判断とは、必ずしも一致するものではなく、類似の意匠であっても、しかも同条2項の創作が容易な意匠に当たると認められる場合があると同時に、意匠的効果が異なるため類似の意匠とはいえないが、同条2項の創作容易性は認められるという場合もありうべく、ただ前者の場合には同上2項かつ書きにより、同条1項3号の規定のみを適用して登録を拒絶すれば足りるものとされているのである。」

この理由を整理すれば、次のようになる。

- (a) 同一または類似の物品につき一般需要者から見た意匠的効果（美感）の類似による類似性の判断（類似の意匠） ➡ 3条1項3号の適用
- (b) 物品のわくを超え、社会的に広く知られたモチーフ（ありふれた素材）から、当業者が一方の意匠に基づき他方の意匠を創作することができた創作容易性の判断（類似の意匠でないが創作容易な意匠） ➡ 3条2項の適用

3．そこで、本件出願意匠に対し、前記2つの最高裁判決を現行法3条2項の適用のために援用した本件知財判決の判断内容を見ると、その間に矛盾が目立つ。

第1に、特許庁審決が拒絶引用している公知意匠とは韓国特許庁発行の意匠公報であって、その後わが国特許庁が受け入れたことになっている刊行物であり、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとしてわが国内に公知となっているものではない。

したがって、そのような2つの判例を前提に、審決により法3条2項の適用

を認めたことは誤りというできである。

第2に、意匠法3条2項の適用のためには、出願前に日本国内又は外国において「公然知られた」形態が存在していることが要件であるのに、特許庁が拒絶引用しているものは、外国（韓国）発行の刊行物の中の意匠であって、韓国において事実上公然と知られた意匠ではない。したがって、本件判決が、審決による同条項の適用を肯認したことは誤りである。

また、本件審決が「参考意匠」として2件の公開特許公報中の図面を挙げている真意は不明であるが、これについて判決は何も説示していない。

なお、同一出願人（原告）が登録している2つの意匠を入手できたから、参考までに添付する。

4．筆者は、特許庁の審査・審判部が意匠法3条2項を適用する場合に、常に警告しておきたい事項がある。それは、創作容易性の対象とする物的基準（客体）のことであり、「公然知られた」の要件のことであり、その適用範囲のことである。

この規定の概念を文理解釈すれば、これについては、法3条1項1号にある「公然知られた」と同一の解釈をしなければならないことは自然である。即ち、法3条2項にいう「公然」とは、法3条1項1号と同様に「事実上公知」のことを意味し、法3条1項2号の「刊行物等公知」のことは除外されているのである。すると、本件審決も本件判決も引用している公知文献は明らかに後者に属するものであるから、本事案において法3条2項を適用したことは誤りであるといわねばならないことになる。

したがって、本件判決は、法3条2項の法解釈において適用を誤った違法性がある判決であるといわねばならないのである。

同じ問題についての論説は、本HPの第1．1 - 9 , 10 , 11 , 12で展開しているので、参照されたい。

この問題の正解のためには、法3条1項1号と2号との規定内容の違いをよく理解することである。法3条1項では、「公然知られた意匠」（1号）と「公然知られ得る意匠」（2号）とは、区別して規定しているのである。

そして、この規定の違いと2項の真意は法3条2項の立法経過を読むことによってよく理解することができるのであり、それについては、前記第1．1 - 9において明らかにしている。

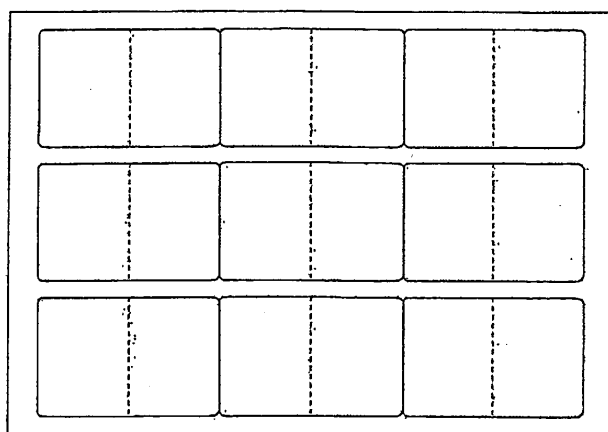
〔牛木 理一〕

本願意匠（意願 2009-017421）

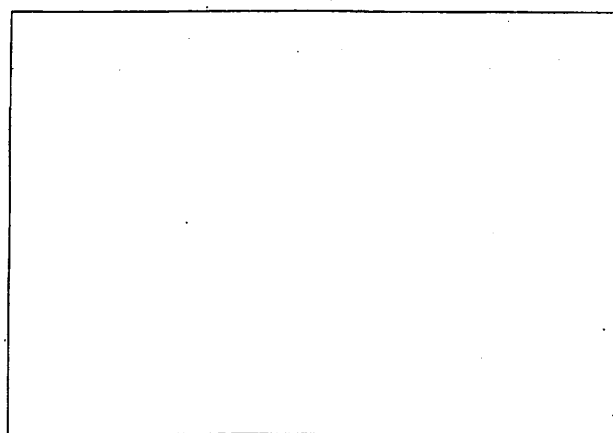
意匠に係る物品 印刷用はくり紙

意匠に係る物品の説明 本物品は、写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な印刷用はくり紙であり、台紙から剥がした印刷部は、折り目やミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ（「使用状態を示す参考図1」）、さらにその印刷部裏面の粘着面相互を貼り合わせるこ
とによって一つの冊子状に形成できる（「使用状態を示す参考図2」参照）。

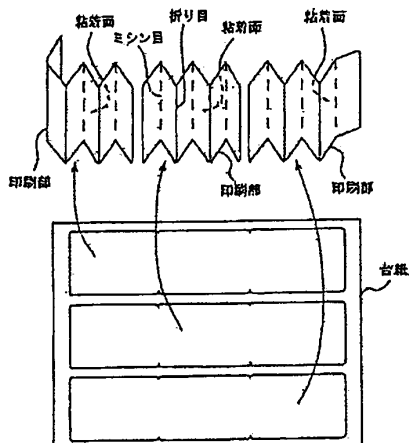
表面図



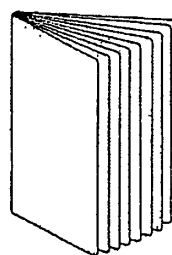
裏面図



使用状態を示す参考図 1



使用状態を示す参考図 2





(19) 대한민국특허청(KR)
(12) 등록디자인공보(S)

(45) 공고일자 2009년03월13일
(11) 등록번호 30-0522625유사1
(24) 등록일자 2009년03월04일

(52) 분류 F3-13212무심사등록
(51) 국제분류 06-07, 19-08, 19-99
(21) 출원번호 30-2008-0037399
(22) 출원일자 2008년08월29일

(73) 등록권자

이랄라

서울특별시 중구 신당동 842 약수하이츠 117-408 15/2

(72) 창작자

이랄라

서울특별시 중구 신당동 842 약수하이츠 117-408 15/2

손광오

서울특별시 중구 신당동 842번지 약수동아아파트 117-408

(74) 대리인

이영수, 이영락

담당심사관 : 심봉수

(54) 미니앨범용 사진인쇄용지

입체디자인도면

디자인의 대상이 되는 물품

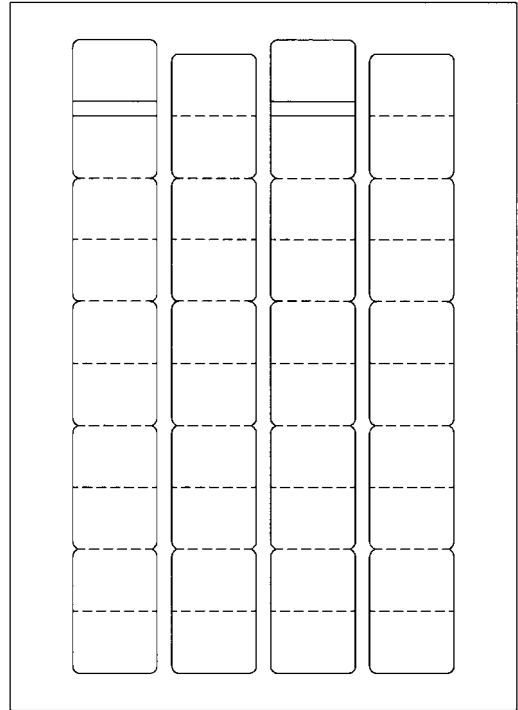
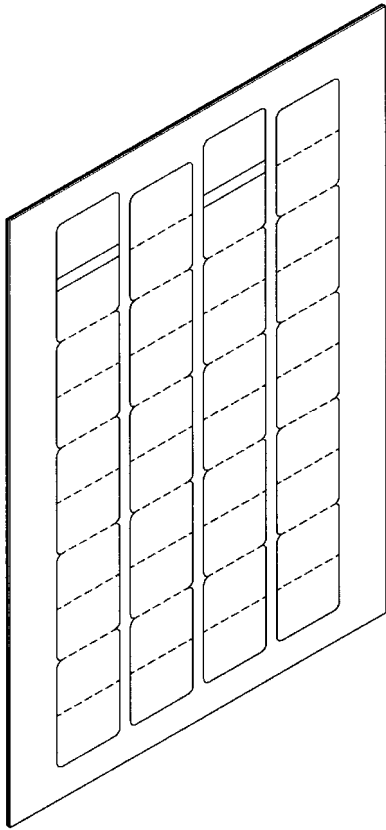
미니앨범용 사진인쇄용지

디자인의 설명

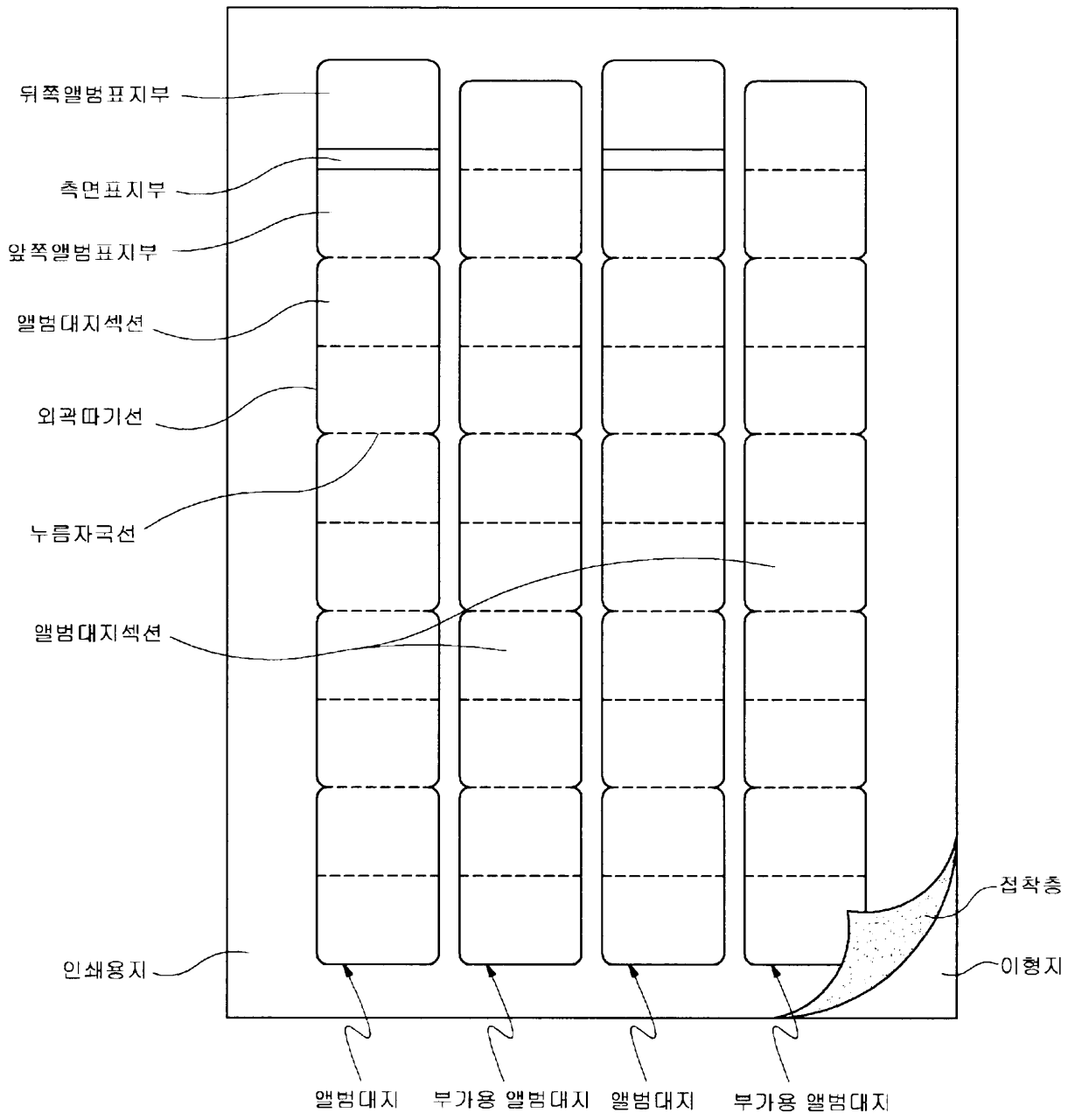
1. 재질은 사진 인쇄가 가능한 종이 또는 합성수지임.
2. 정면도에서 쇠선으로 표현된 부분은 누름자국선(접힘선)을 형성한 것이고, 측면표지부는 실선으로 누름자국선을 형성한 것임.
3. 본 물품은 미니앨범을 제작하는데 사용되는 사진인쇄용지로서, 참고도 1에서 보는 바와 같이 이형지에 박리 가능하게 부착되고 배면에 접착층이 코팅된 인쇄용지로 구성되고, 상기 인쇄용지를 모양따기 수단으로 하여 미니앨범의 외관 크기를 형성하는 외곽따기선과, 상기 외곽따기선의 안쪽으로 병풍접기를 위해 일정간격마다 쇠선과 실선으로 누름자국선을 형성하여 문자 또는 사진을 구획하여 인쇄할 수 있는 다수의 앨범대지색선을 형성하고, 상기 앨범대지색선의 한쪽으로는 앞쪽 앨범표지부와 측면표지부 및 뒤쪽 앨범표지부를 연장 형성하여 형성된 1열과 3열의 앨범대지와, 상기 앨범대지와 함께 사진 수를 증가시키기 위하여 앨범대지색선이 다수 형성된 2열과 4열의 부가용 앨범대지를 형성한 것으로, 상기 앨범대지와 부가용 앨범대지에 문자 또는 사진을 인쇄하고 이를 이형지에서 박리하고 참고도 2와 같이 병풍접기를 하여 앨범대지의 배면에 코팅된 접착층을 통해 앨범대지색선들을 마주하여 접합하고, 앞쪽 앨범표지부와 측면표지부 및 뒤쪽 앨범표지부를 앨범대지색선의 배면과 일측면에 접합하여 책 형태로 펼침이 가능한 미니앨범을 제작하는 것임.
4. 본 물품을 구성하는 이형지와 인쇄용지 사이에는 앨범대지의 병풍접기를 할 때 앨범대지의 오접착을 방지할 수 있도록 오접착방지용 이형필름을 설치하여 사용할 수도 있는 것임.

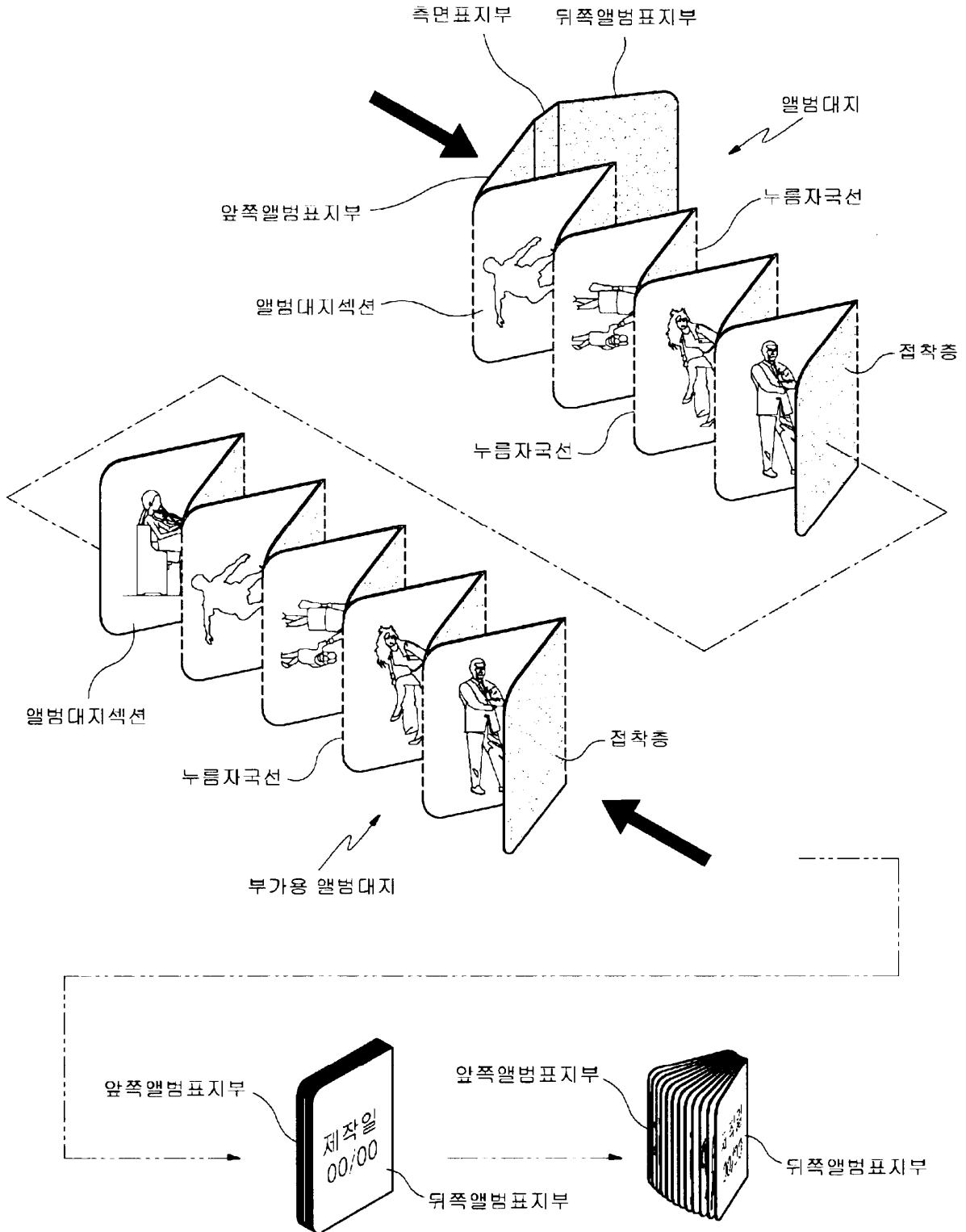
디자인 창작 내용의 요점

"미니앨범용 사진인쇄용지"의 형상과 모양의 결합을 디자인 창작 내용의 요점으로 함.









[参考意匠 1]

特開平 1 1 - 2 4 9 2 0 5 号の【図 1】の意匠

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開平 1 1 - 2 4 9 2 0 5

(43) 公開日 平成 1 1 年 (1 9 9 9) 9 月 1 7 日

(21) 出願番号 特願平 1 0 - 6 6 2 8 1

(22) 出願日 平成 1 0 年 (1 9 9 8) 3 月 2 日

(54) 【発明の名称】 パーソナル郵便切手のプリント方法および該プリント方法に使用されるプリントシート

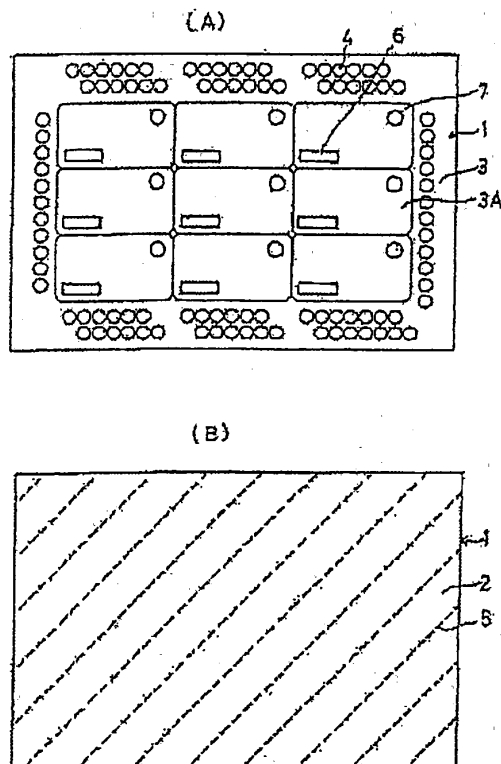
【図面の簡単な説明】

【図 1】 本発明の一実施形態になるパーソナル郵便切手のプリントシートを示す平面図であり、図 1 の (A) はプリントシートを表面から見た平面図であり、図 1 の (B) はプリントシートを裏面から見た平面図である。

【図面の簡単な説明】

【図 1】 本発明の一実施形態になるパーソナル郵便切手のプリントシートを示す平面図であり、図 1 の (A) はプリントシートを表面から見た平面図であり、図 1 の (B) はプリントシートを裏面から見た平面図である。

【図 1】



[参考意匠 2]

特開 2006-187971 号の【図 1】の意匠

(10) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-187971

(P2006-187971A)

(43) 公開日 平成18年7月20日(2006.7.20)

(21) 出願番号 特願2005-2212(P2005-2212)

(22) 出願日 平成17年1月7日(2005.1.7)

(54) 【発明の名称】 冊子用用紙

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図 1】 本発明の実施例に係る冊子用用紙の斜視図である。

【符号の説明】

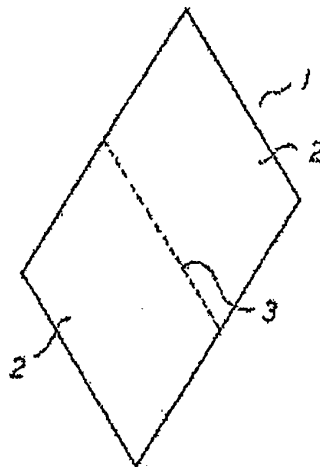
【0014】

1 アート紙（冊子用用紙）

2 印刷用インク受容層

3 ミシン目

【図 1】



(19) 【発行国】 日本国特許庁 (JP)

(45) 【発行日】 平成22年6月7日 (2010. 6. 7)

(12) 【公報種別】 意匠公報 (S)

(11) 【登録番号】 意匠登録第1389446号 (D1389446)

(24) 【登録日】 平成22年4月30日 (2010. 4. 30)

(54) 【意匠に係る物品】 印刷用紙

【関連意匠の意匠登録番号】 意匠登録第1389558号 (D1389558)、意匠登録第1389559号 (D1389559)、意匠登録第1389560号 (D1389560)、意匠登録第1389561号 (D1389561)

(52) 【意匠分類】 F3-110

(51) 【国際意匠分類 (参考)】 19-08

(21) 【出願番号】 意願2009-16701 (D2009-16701)

(22) 【出願日】 平成21年7月23日 (2009. 7. 23)

(72) 【創作者】

【氏名】 西川 雅夫

【住所又は居所】 大阪府松原市天美我堂3丁目257番地 セキセイ興産株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】 500300363

【氏名又は名称】 セキセイ興産株式会社

【住所又は居所】 大阪府松原市天美我堂3丁目257番地

(74) 【代理人】

【識別番号】 100111257

【弁理士】

【氏名又は名称】 宮崎 栄二

(74) 【代理人】

【識別番号】 100110504

【弁理士】

【氏名又は名称】 原田 智裕

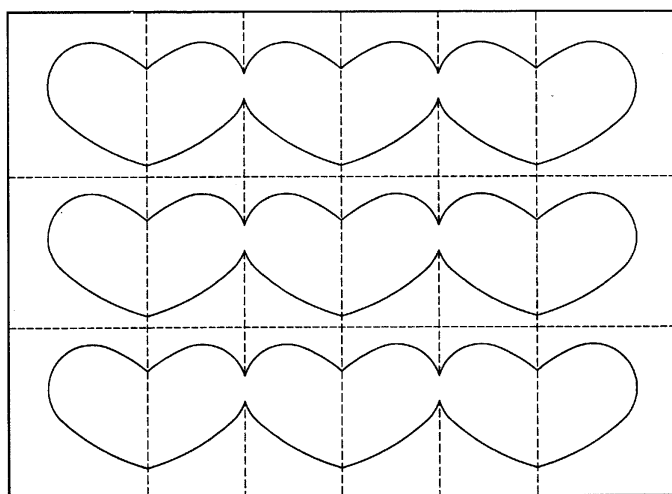
【審査官】 木村 恭子

(56) 【参考文献】 意登1389558 nanaOALABELCATALOGUE1994、99頁、VR5HA、(特許庁意匠課公知資料番号HC06002848-04)

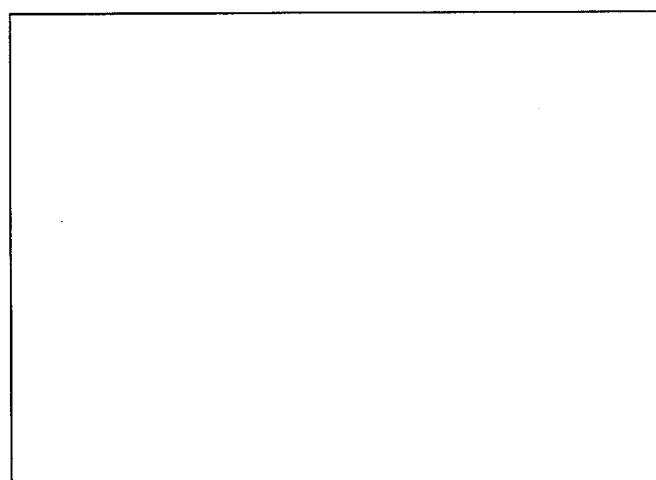
(55) 【意匠に係る物品の説明】 本物品は、写真等の印刷部を連続するハート状の抜き型に沿って台紙から剥がして使用可能な印刷用紙であり、台紙から剥がした印刷部は、折り目やミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ、さらにその印刷部裏面の粘着面相互を貼り合わせることによって一つの冊子状に形成できる(「使用状態を示す参考図」参照)。

【図面】

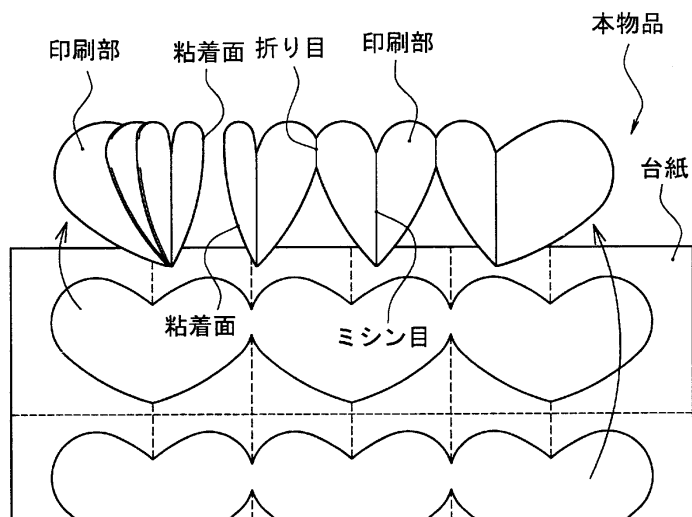
【表面図】



【裏面図】



【使用状態を示す参考図】



(11) 【登録番号】意匠登録第1389558号 (D1389558)

(24) 【登録日】平成22年4月30日 (2010. 4. 30)

(54) 【意匠に係る物品】印刷用紙

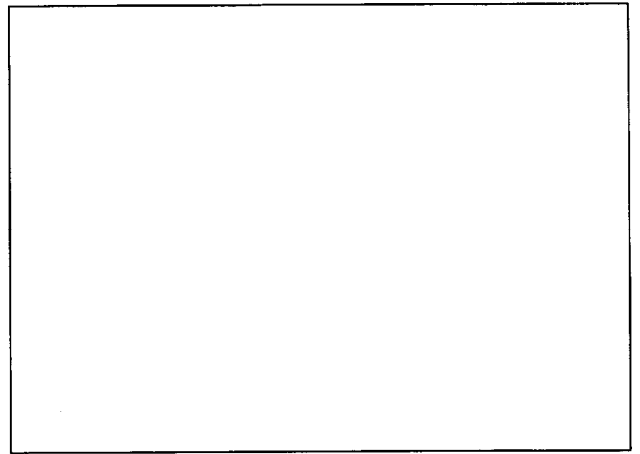
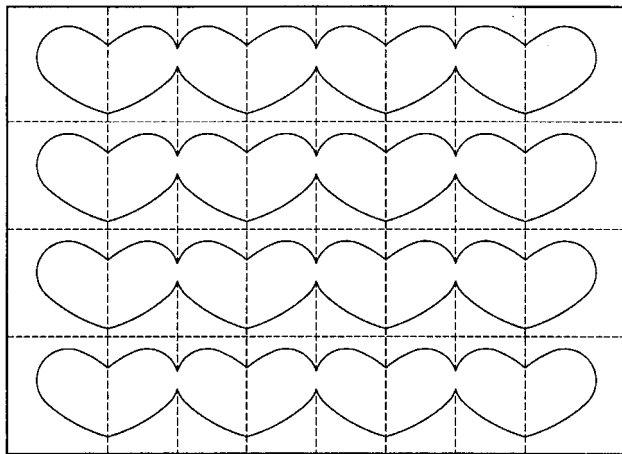
【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1389446号 (D1389446)

【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1389559号 (D1389559)、意匠登録第1389560号 (D1389560)、意匠登録第1389561号 (D1389561)

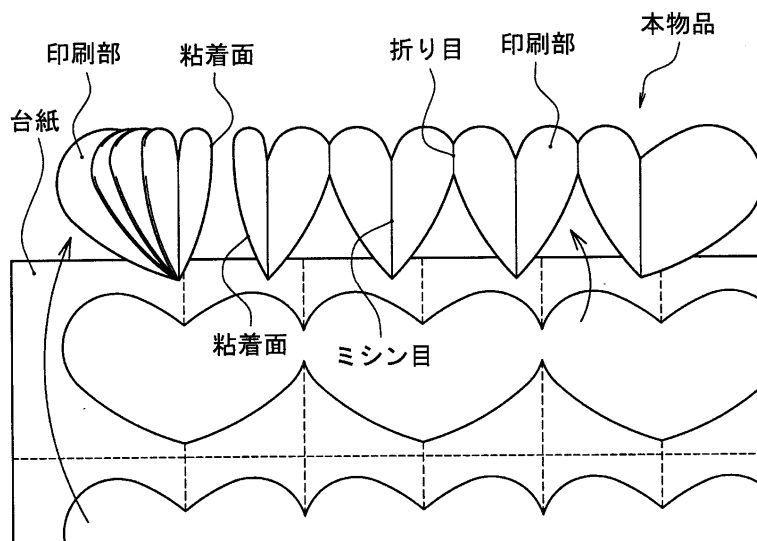
【図面】

【表面図】

【裏面図】



【使用状態を示す参考図】



(11) 【登録番号】 意匠登録第1389559号 (D1389559)

(24) 【登録日】 平成22年4月30日 (2010. 4. 30)

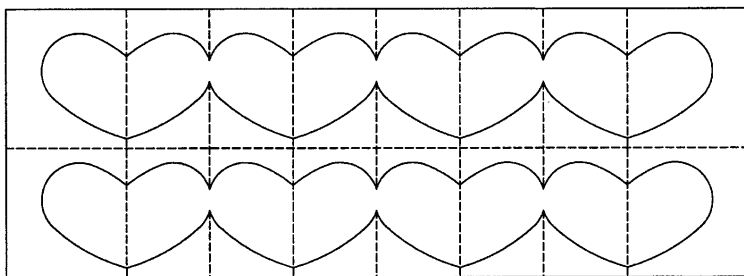
(54) 【意匠に係る物品】 印刷用紙

【本意匠の意匠登録番号】 意匠登録第1389446号 (D1389446)

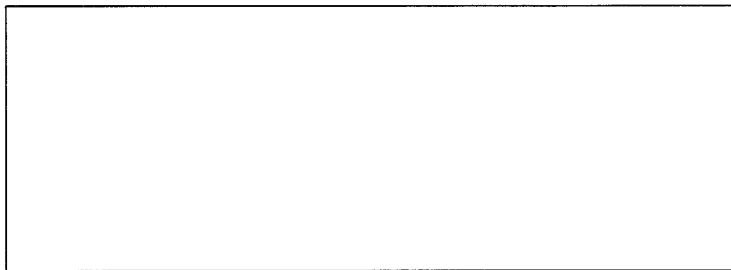
【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】 意匠登録第1389558号 (D1389558)、意匠登録第1389560号 (D1389560)、意匠登録第1389561号 (D1389561)

【図面】

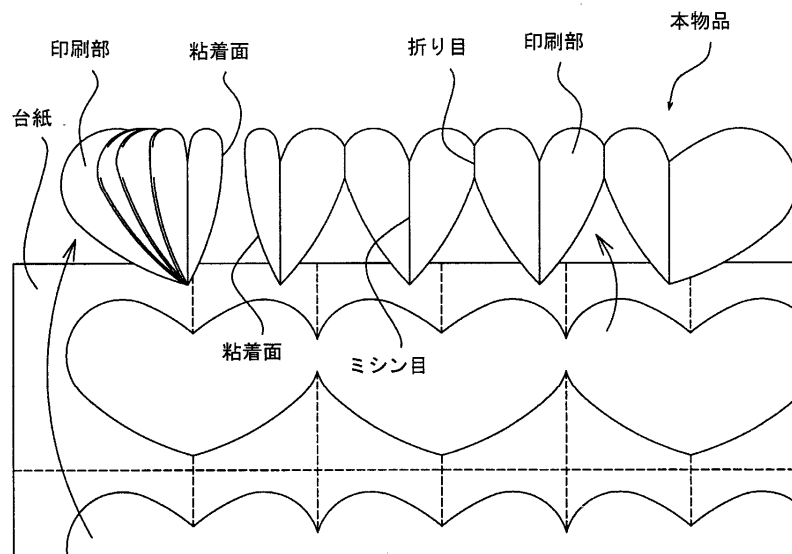
【表面図】



【裏面図】



【使用状態を示す参考図】



(11) 【登録番号】意匠登録第1389560号 (D1389560)

(24) 【登録日】平成22年4月30日 (2010. 4. 30)

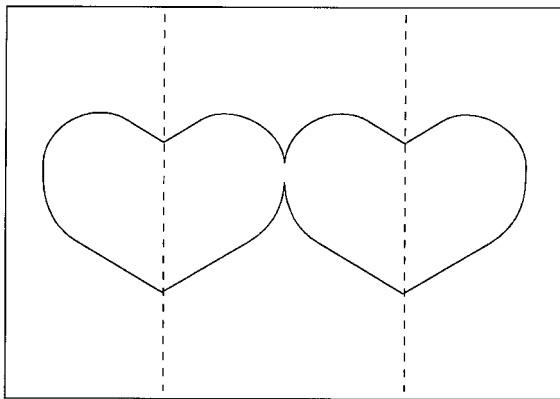
(54) 【意匠に係る物品】印刷用はくり紙

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1389446号 (D1389446)

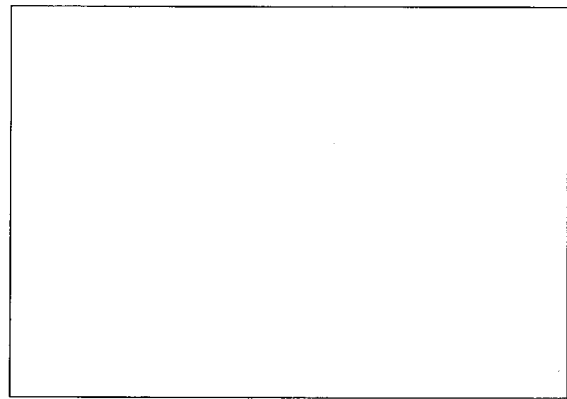
【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1389558号 (D1389558)、意匠登録第1389559号 (D1389559)、意匠登録第1389561号 (D1389561)

【図面】

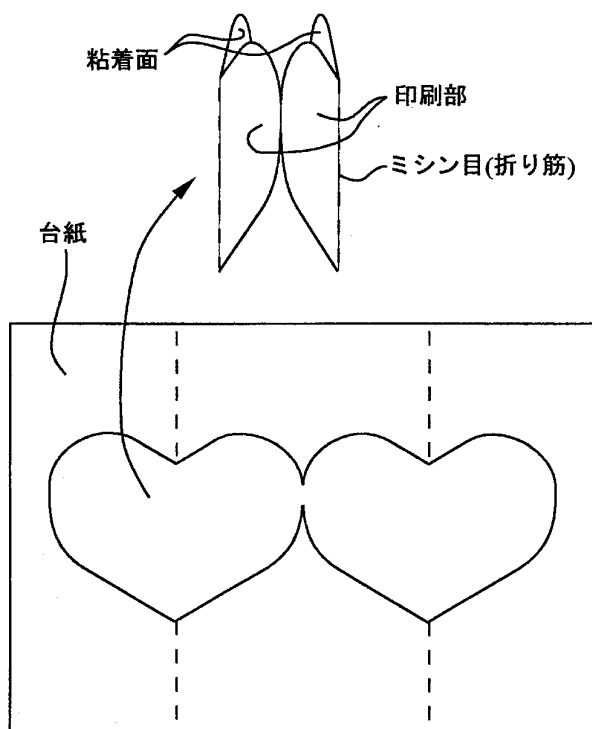
【表面図】



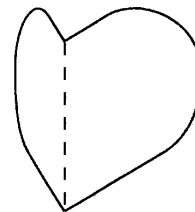
【裏面図】



【使用状態を示す参考図1】



【使用状態を示す参考図2】



(11) 【登録番号】意匠登録第1389561号 (D1389561)

(24) 【登録日】平成22年4月30日 (2010. 4. 30)

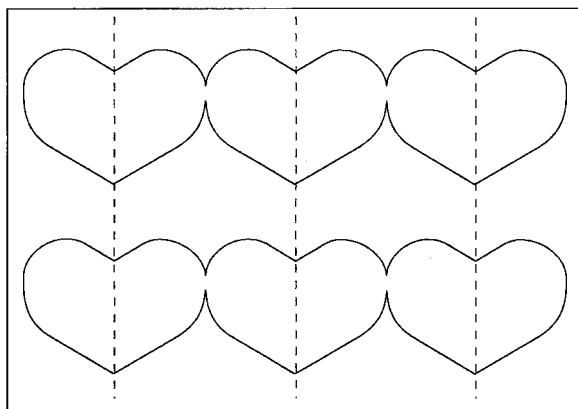
(54) 【意匠に係る物品】印刷用はくり紙

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1389446号 (D1389446)

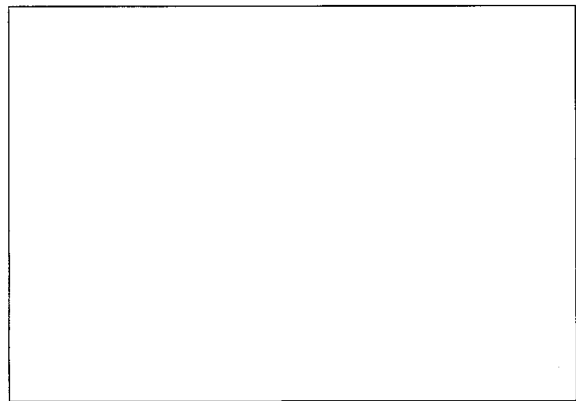
【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1389558号 (D1389558)、意匠登録第1389559号 (D1389559)、意匠登録第1389560号 (D1389560)

【図面】

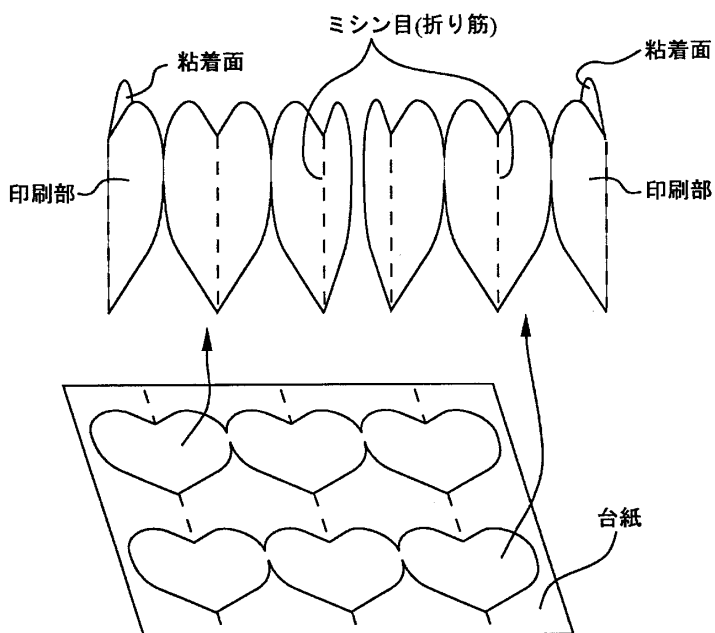
【表面図】



【裏面図】



【使用状態を示す参考図1】



【使用状態を示す参考図2】

